管理 No.

申098

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 福祉部 国保年金課

(賦課係)

		(賦課係)
根拠区分	条例 ・ 規則	
許認可等の名称	保険料の減免	
根拠条例・規則の名 称/条項	奈良市国民健康保険条例第21条	
処分権者	奈良市長	
審査基準	奈良市長 保険料の減免の可否は次の基準により判断する。 奈良市国民健康保険条例第21条 奈良市国民健康保険規則(平成30年奈良市規則第10号)第16条 奈良市国民健康保険料減免取扱要綱(平成22年4月1日告示) 【関連条文】 奈良市国民健康保険条例 (保険料の減免) 第21条 掲載省略 奈良市国民健康保険規則 (保険料の猶予及び減免の申請) 第16条 略 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、申請の内容を調査し、速やかに猶予又は減免の可否を決定し、その旨を国民健康保険料徴収猶予・減免決定通知書(別記第7号様式)により納付義務者に通知するものとする。	
標準処理期間	未設定	
最終更新日	平成31年3月1日更新	